

神戸市告示第487号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年2月3日

神戸市長 久元喜造

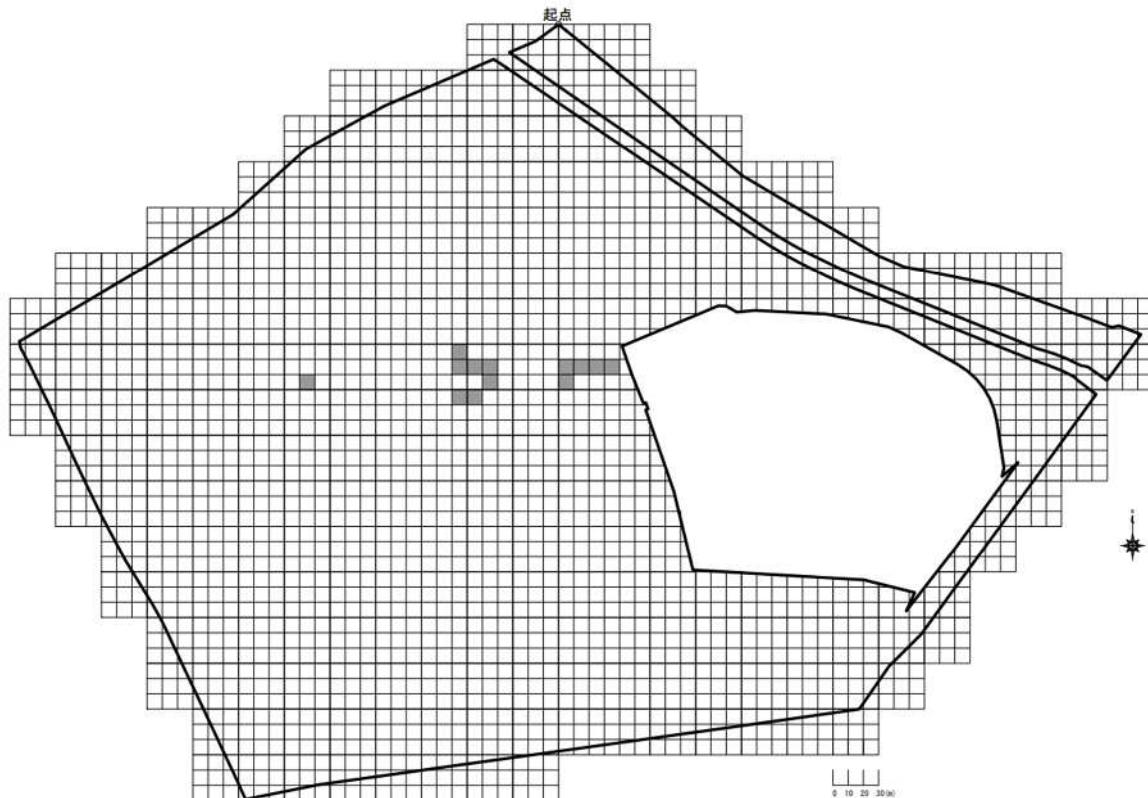
1 指定する区域

灘区王子町3丁目1番1、青谷町1丁目1番1の各一部
(別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふつ素及びその化合物

別図



<起点>
起点は灘区天城通8丁目9の最北端より
南に10.52m、西に19.52m移動した点とする。

<格子の回転角>
格子の回転は行わなかった。

<凡例>		
○	起点	
—	形質変更予定区域	
■	形質変更時要届出区域	